

令和7年度（令和7年6月～令和8年5月分）

特 別 徴 収 の し お り

【お願い】

- このしおりには、特別徴収に関する事務手続き等について、必要な情報を載せています。
- 退職・転勤等による異動届出書は、翌月の10日までに必ず提出してください。
- 税額の納付は納期限までをお願いします。
- 納入書は必ず当月分を使用するようにお願いします。

宮古島市役所 総務部税務課
〒906-8501
沖縄県宮古島市平良字西里1140番地
TEL：0980(72)3751 FAX：0980(72)6874

～ 目 次 ～

➤ 特別徴収事務取扱要領

◆特別徴収制度について……………3

1. 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは
2. 特別徴収義務者とは
3. 特別徴収の対象者とは

◆特別徴収事務手続きについて……………4

1. 「令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の交付
2. 月割額の徴収
3. 月割額の納入及びその納入期限
4. 納入の場所

◆特別徴収に係る申請及び申告について……………5～6

1. 特別徴収に係る異動届について
2. 特別徴収への切替申請について
3. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

◆その他留意事項……………7～8

1. 特別徴収税額の変更について
2. 審査請求について
3. 納期の特例について
4. 納期限を超過した場合の取り扱いについて
5. 個人番号及び法人番号について
6. 森林環境税について

◆市民税・県民税の算出方法について……………9～11 税額計算の手順

1. 市民税・県民税が課税されない人
 2. 市民税・県民税の均等割が課税されない人
 3. 市民税・県民税の所得割が課税されない人
- 所得控除 ○税額控除

➤ 市民税・県民税の特別徴収に関するFAQ……………12～14

➤ 各種様式・記入例

◆給与所得者異動届出書……………15（記入例16～19）

◆特別徴収への切替申請書……………20（記入例21）

◆退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額納入内訳 届出書……………22（記入例23～24）

◆特別徴収義務者所在地等変更届出書……………25

◆市・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書……………26

◆指定通知書……………27

◆特別徴収税額通知書受取変更届出書……………28

宮古島市ホームページからも上記様式類のダウンロードができます。
<https://www.city.miyakojima.lg.jp/kurashi/download/zei.html>

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、毎年度格別のご協力を賜わり深く感謝いたします。
さて、令和7年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきまして、以下取扱要領にご留意の上、一層のご協力をお願い申し上げます。

特別徴収事務取扱要領

◆ 特別徴収制度について

1. 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

特別徴収とは、給与支払者が給与の支払いを行うとき、市民税・県民税・森林環境税の月割額を差引いて納入していただく制度をいいます。給与所得者の市民税・県民税・森林環境税については、特別徴収の方法によって徴収することになっています。
(地方税法（以下「法」という。）第321条の3、宮古島市税条例（以下「条例」という。）第44条）

2. 特別徴収義務者とは

所得税の源泉徴収を行う給与支払者は、原則としてすべて特別徴収義務者となります。特別徴収義務者は、個人住民税を特別徴収することが義務づけられています。（所得税法第183条、法第321条の4、条例第45条）

3. 特別徴収の対象者とは

前年中(令和6年1月1日～令和6年12月31日)に給与等の支払いを受け、かつ令和7年4月1日現在給与の支払を受けている給与所得者は、原則としてすべて（アルバイト・パート等を含む）特別徴収対象者となります。

ただし、給与所得以外の所得（事業所得・配当所得・不動産所得等）があり、その所得にかかる税額について納税者本人より普通徴収により納付したい旨の申し出があれば、給与所得分と分離し普通徴収の方法で納付することが可能です。また、下記の理由等により特別徴収が困難な場合等については、普通徴収とすることが可能です。

- a. 常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所
- b. 給与の支給期間が1月を超える者（給与の支払が不定期的な場合を含む）
- c. 退職者又は休職者（5月31日までに予定している者を含む）
- d. 給与額が少なく税額が引けないもの
- e. 他の事業所で特別徴収されている者（乙欄適用者）
- f. 事業専従者（青色申告者の専従者は除く）

◆ 特別徴収事務手続きについて

1. 「令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の交付

特別徴収関係書類を受け取られましたら、「令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」（緑色）を納税者に交付してください。

2. 月割額の徴収

「令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に各納税義務者の月割額を算出しておりますので、6月以降翌年5月までに支払う給与から、毎月その該当する月割額を徴収してください。

3. 月割額の納入及びその納入期限

納税者の給与から徴収した月割額は、納入書によって指定された納入場所（金融機関）に、徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。（法第321条の5、条例第46条）

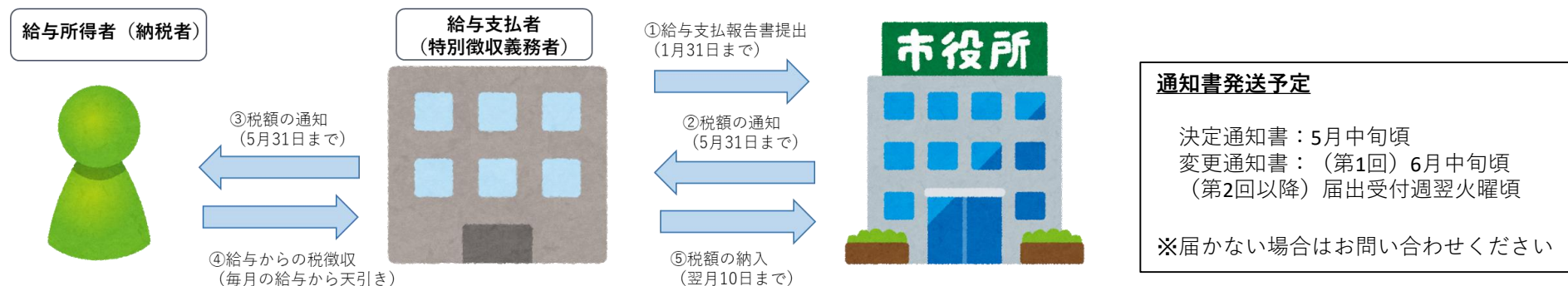
※eLTAXを活用した電子納付も可能です。詳しくはeLTAXポータルサイト(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご確認ください。

4. 納入の場所

●宮古島市役所総合庁舎窓口 ●琉球銀行 ●沖縄銀行 ●沖縄海邦銀行 ●沖縄県労働金庫

●沖縄県農業協同組合 ●ゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県内または指定通知書により指定された所）

※沖縄県外の「ゆうちょ銀行・郵便局」をご利用になる場合は、当市の金融機関として指定しなければなりません。「指定通知書」（p26）に利用される「ゆうちょ銀行・郵便局」名を記入のうえ、ご利用される「ゆうちょ銀行・郵便局」に提出してください。前年度利用された「ゆうちょ銀行・郵便局」は本年度も引き続き利用できますので「指定通知書」を提出する必要はありません。



図：特別徴収事務の流れ

◆ 特別徴収に係る申請及び申告について

1. 特別徴収にかかる異動届について

給与所得者に給与を支払う者が、当該給与所得者に給与の支払いを行わないこととなった場合（退職・休職・転勤等）においては、その支払わないことになった日の属する月の翌月10日までに「給与支払報告書特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」（様式p15、記入例p16～19）により給与の支払いを受けなくなった者の氏名、その者に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額、その他必要事項を記入し、宮古島市役所税務課へ提出してください。

なお、令和7年6月1日から12月31日までの間の退職の場合は、給与所得者から申し出があったときに限り未納分の金額を給与又は退職手当等から一括徴収することができます。令和8年1月1日から4月30日までの間の退職の場合は、残税額を超える給与又は退職手当等を支払う時は、本人からの申出に基づくことなく、未徴収税額を一括徴収しなければなりません。（法第321条の5第2項および第3項、条例第44条第5項および第6項）

2. 特別徴収への切替申請について

年度の途中で従業員が入社し従業員（納税義務者）から特別徴収への切替の申出があった場合は、従業員ご本人に普通徴収での納付有無をご確認のうえ「特別徴収への切替申請書」（様式p20、記入例p21）を提出してください。

3. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職者に退職手当等（*1）を支払う場合は、所得税の場合と同様に他の所得と区分して市民税・県民税の所得割額を計算し、退職手当等から差し引いて徴収し、「退職した日等」（*2）の属する年の1月1日現在における退職者の住所地である市町村に納入してください。

*1 退職手当等とは、退職手当又は一時恩給等、名称が何であるかを問わず退職によって雇主から一時的に受ける給与及びこれらの性質を有する給与のことをいいます。

*2 退職した日等とは、退職手当を受けるべき日で通常は退職した日ですが、会社の役員等の退職手当等でその支給について、株主総会等の決議を要するものについては、その決議のあった日になります。（詳しくは国税庁のHPをご覧ください <https://www.nta.go.jp>）

○退職所得税額の計算方法

退職手当等の収入金額	—	退職所得控除 *次ページ参照	×1/2	=	退職所得 *千円未満切捨	×	<table border="1"><tr><td>市税率</td><td>県税率</td></tr><tr><td>6%</td><td>4%</td></tr></table>	市税率	県税率	6%	4%	=	<table border="1"><tr><td>市民税額</td><td>県民税額</td></tr><tr><td>A *百円未満切捨</td><td>B *百円未満切捨</td></tr></table>	市民税額	県民税額	A *百円未満切捨	B *百円未満切捨
市税率	県税率																
6%	4%																
市民税額	県民税額																
A *百円未満切捨	B *百円未満切捨																

※特定役員退職手当等（*3）については、所得額計算時の1/2減額が適用されません。

また、短期退職手当等（*4）で300万円を超える場合は、【150万円 + {短期退職手当等収入 - （300万 + 退職所得控除）}】の計算式により算出されます。

*3 特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対する退職手当等として支払を受けるものをいいます。役員等とは、①法人税法第2条第15号に規定する役員（取締役等）、②国会議員及び地方公共団体の議会の議員、③国家公務員及び地方公務員をいいます。

*4 短期退職手当等とは、勤続年数5年以下の退職者が受ける退職手当等をいいます。

○退職所得控除額の計算方法

下表に従って算出してください。勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。

勤続年数	退職所得控除額の算出
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
20年超の場合	800万円+70万円×（勤続年数－20年）
障害による退職の場合	上記それぞれで算出の額に100万円を加算

○退職所得に係る市民税・県民税の納入

退職手当等から徴収した退職所得に係る市・県民税は、徴収した翌月10日までに、給与分の特別徴収税額と合わせて（*）納入してください。併せて、「退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額納入内訳届出書」（様式p22、記入例p23～24）をご提出ください。

*特別徴収分の納入書の納入金額欄「退職所得分」に納入額を記載し、給与分との合計額を納付してください。以下記入例を参照

The image shows three sample forms from Okinawa Prefecture Miyakojima City. Each form has four blue circles highlighting key areas for the taxpayer to fill in or check:

- ① Monthly payment amount (納入金額)
- ② Special withholding amount (給与分)
- ③ Retirement income tax amount (退職所得分)
- ④ Total payment amount (合計額)

The forms include fields for address, phone number, and taxpayer information. The first form is a receipt, the second is a payment book, and the third is a payment confirmation notice.

- ①印字されている納入金額を二重線で消す。
- ②給与分に通常の特別徴収月割額を記載する。
- ③退職所得分に算出した税額を記載する。
- ④合計額に、給与分と退職所得分を合計した額を記載する。

※裏面の「納入申告書」にも、退職分の市民税・県民税内訳を記載してください。

◆その他留意事項

1. 特別徴収税額の変更について

「特別徴収にかかる給与所得者異動届」や「特別徴収への切替申請書」の提出があった場合、その他申告等によりこれを変更する必要がある場合等には、変更後の「令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」並びに変更対象者の「令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」を送付します。

当初決定通知と同様に「令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」を納税者に交付のうえ、指定月からの徴収額変更をお願いします。

なお、原則として変更時には納入書を再送付していませんので、発行済みの納入書を訂正し、ご使用ください。

※納入書の金額訂正方法

沖縄県宮古島市 領収証書		沖縄県宮古島市 納入書		沖縄県宮古島市 納入済通知書	
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
472140	01710-8-961182	沖縄県宮古島市会計管理者	472140	01710-8-961182	沖縄県宮古島市会計管理者
月別	年 月 分	納入金額①	月別	年 月 分	納入金額①
納入すべき金額が右の 納入金額①の欄の金額と 異なるときは、納入金額 ①の欄を横線で抹消し、 納入金額②の欄に記入し てください。	給与分 ②		納入すべき金額が右の 納入金額①の欄の金額と 異なるときは、納入金額 ①の欄を横線で抹消し、 納入金額②の欄に記入し てください。	給与分 ②	
退職所得分			退職所得分		
金 延滞金			金 延滞金		
納期限	年 月 日		納期限	年 月 日	
本書は納期限を過ぎると郵 便局では使用できません。	合計額 ③		本書は納期限を過ぎると郵 便局では使用できません。	合計額 ③	
(特別徴収義務者) 住所 平 又は 所在地 氏 名 又は 名 称	領収 日 付 印		(特別徴収義務者) 住所 平 又は 所在地 氏 名 又は 名 称	領収 日 付 印	
上記のとおり領収しました。	(納入者保管)		上記のとおり納入します。	(金融機関又は郵便局保管)	

①印字されている納入金額を二重線で消す。

②の給与分と③の合計額に、変更後の特別徴収月割額を記載する。

◆ その他留意事項

2. 審査請求について

税額通知書について不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。（法第19条、行政不服審査法）

3. 納期の特例について

特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合は、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」（p26）を市長に対して提出し、その承認を受けたときは、以下のとおり年2回に分けて特別徴収税額を納入することができます。（法第321条の5の2、条例第46条の2）

（1）6月分から11月分までは12月11日納期限 （2）12月分から翌5月分までは翌6月10日納期限

なお、納期の特例の承認後に給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合は、遅滞なく「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出しなければなりません。（条例第46条の4）

4. 納期限を超過した場合の取り扱いについて

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じ延滞金が徴収されます。又、督促状発送の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合、滞納処分を受ける事があります。

5. 個人番号及び法人番号について

平成29年度（平成28年分）の給与支払報告書より、従業員や従業員の扶養親族の個人番号の記入が必須となっています。従業員が年途中で退職した場合や、短期間のアルバイトを雇用した場合などでは、提出時期にその方から個人番号を取得できないことがありますので、あらかじめ個人番号を取得しておく必要があります。

6. 森林環境税について

森林環境税は、温室効果ガス排出の削減や森林整備等に必要な財源を確保するため、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされ、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

詳しくは総務省ホームページまたは林野庁ホームページをご覧ください。

◆ 市民税・県民税の算出方法について

- ① $\boxed{\text{総所得金額等}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税総所得金額}}$
- ② $\boxed{\text{課税総所得金額}} \times \boxed{\text{税率（市民税6％・県民税4％）}} = \boxed{\text{税額控除前所得割額}}$
- ③ $\boxed{\text{税額控除前所得割額}} - \boxed{\text{税額控除額等}} = \boxed{\text{所得割額}}$
- ④ $\boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{均等割額（市民税3,000円・県民税1,000円）}} = \boxed{\text{市・県民税年税額}}$
- ⑤ $\boxed{\text{市・県民税年税額}} - \boxed{\text{控除不足額}} = \boxed{\text{市・県民税納付額}} + \boxed{\text{森林環境税（1,000円）}}$

1. 市民税・県民税が課税されない人（法第24条の5、第295条）

※令和6年12月時点の情報です

- ①生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額(※1)が135万円以下（給与収入のみだと204万4000円未満）であった人

2. 市民税・県民税の均等割が課税されない人（条例第24条）

前年中の合計所得金額(※1)が次の算式で求めた額以下の人

- ① 同一生計配偶者又は扶養親族がある人
28万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数) + 10万円 + 16.8万円
- ② 同一生計配偶者も扶養親族もない人 38万円（給与収入のみだと93万円以下）

3. 市民税・県民税の所得割が課税されない人（法附則第3条の3第1項）

前年中の総所得金額(※2)が次の算式で求めた額以下の人

- ① 同一生計配偶者又は扶養親族がある人
35万円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数) + 10万円 + 32万円
- ② 同一生計配偶者も扶養親族もない人 45万円（給与収入のみだと100万円以下）

※非課税となる人とは、上記1または2のいずれかに該当する人となります。

- ※1 合計所得金額とは、事業所得、給与所得、雑所得（公的年金等に係る所得など）、配当所得、不動産所得などの所得金額を合計した金額です。
なお、純損失又は雑損失等の繰り越し控除を適用する前の金額となり、土地や建物などの外の所得と分離して課税される譲渡所得も含まれます。
- ※2 総所得金額等とは、合計所得金額から、純損失又は雑損失等の繰越控除を適用した後の全ての合計所得です。
- ※ 合計所得金額、総所得金額等については、給与収入のみの方であれば、給与所得控除後の額と同額となります。

○ 所得控除

※令和6年12月時点の情報です

種 類		控 除 額		種 類	控 除 額																			
①	雑損控除	次のいずれか高い方の金額 ア. 実質損失額－総所得金額等の合計額×10％ イ. (災害関連支出の金額)－5万円		⑨	障害者控除 障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき・・・26万円 特別障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30万円 控除対象配偶者及び扶養親族が同居特別障害者の場合・・・・・・・・・・53万円																			
②	医療費控除	ア. 医療費の実質負担額－（10万円または総所得金額等の5％のいずれか低い金額）（限度額200万円） イ. 特定一般用医薬品等購入費の支出額-1万2千円（限度額8万8千円）（特例） ※イ.の適用を受ける場合、ア.は受けられません。		⑩	ひとり親控除 以下のすべての要件を満たすこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・30万円 ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ・生計を一にする子がいること。（総所得金額等が48万円以下で他の扶養になっていない子） ・合計所得金額が500万円以下であること																			
③	社会保険料控除	支払額		⑪	寡婦控除 以下のいずれかの要件を満たすこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・26万円 ・離別の場合：扶養親族を有りで、合計所得金額が500万円以下、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 ・死別の場合：合計所得金額が500万円以下、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。																			
④	小規模企業共済等掛金控除	支払額																						
生命保険料控除	⑤ 新生命保険料 /新年金保険料 (平成24年1月1日以降の契約)	支払保険料の金額	控除額	⑫	配偶者控除 控除対象配偶者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33万円 控除対象配偶者が70歳以上の場合・・・・・・・・・・・・・38万円 ※上記は所得900万円以下の場合です。900万超の場合は、お問い合わせ下さい。																			
		12, 000円以下	支払額の金額																					
		12, 000円超32, 000円以下	支払額×1/2+6, 000円																					
		32, 000円超56, 000円以下	支払額×1/4+14, 000円																					
	⑥ 旧生命保険料 /旧個人年金保険料 (平成23年12月31日以前の契約)	支払保険料の金額	控除額	⑬ 配偶者特別控除	生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く。）を有する納税義務者で、前年の合計所得が1000万円以下の者である場合には、その者の総所得金額から次の区分に応じた金額を控除します。 <table><thead><tr><th>配偶者合計所得金額</th><th>配偶者特別控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>480,001 ～ 1,000,000</td><td>330,000</td></tr><tr><td>1,000,001 ～ 1,050,000</td><td>310,000</td></tr><tr><td>1,050,001 ～ 1,100,000</td><td>260,000</td></tr><tr><td>1,100,001 ～ 1,150,000</td><td>210,000</td></tr><tr><td>1,150,001 ～ 1,200,000</td><td>160,000</td></tr><tr><td>1,200,001 ～ 1,250,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>1,250,001 ～ 1,300,000</td><td>60,000</td></tr><tr><td>1,300,001 ～ 1,330,000</td><td>30,000</td></tr></tbody></table> ※上表は所得900万円以下の場合です。900万超の場合は、お問い合わせ下さい。		配偶者合計所得金額	配偶者特別控除額	480,001 ～ 1,000,000	330,000	1,000,001 ～ 1,050,000	310,000	1,050,001 ～ 1,100,000	260,000	1,100,001 ～ 1,150,000	210,000	1,150,001 ～ 1,200,000	160,000	1,200,001 ～ 1,250,000	110,000	1,250,001 ～ 1,300,000	60,000	1,300,001 ～ 1,330,000	30,000
		配偶者合計所得金額	配偶者特別控除額																					
		480,001 ～ 1,000,000	330,000																					
		1,000,001 ～ 1,050,000	310,000																					
	1,050,001 ～ 1,100,000	260,000																						
	1,100,001 ～ 1,150,000	210,000																						
	1,150,001 ～ 1,200,000	160,000																						
	1,200,001 ～ 1,250,000	110,000																						
1,250,001 ～ 1,300,000	60,000																							
1,300,001 ～ 1,330,000	30,000																							
15, 000円以下	支払額の金額																							
15, 000円超40, 000円以下	支払額×1/2+7, 500円																							
40, 000円超70, 000円以下	支払額×1/4+17, 500円																							
70, 000円超	35, 000円																							
⑦ 介護医療保険料	支払保険料の金額	控除額																						
	12, 000円以下	支払額の金額																						
	12, 000円超32, 000円以下	支払額×1/2+6, 000円																						
	32, 000円超56, 000円以下	支払額×1/4+14, 000円																						
	56, 000円超	28, 000円																						
⑧ 地震保険料控除 長期損害保険控除	(1)支払った保険料がすべて地震保険料契約に係るものである場合 ア. 50, 000円以下の場合……………支払った保険料の半額（1/2） イ. 50, 000円を超える場合……………25, 000円 (2)支払った保険料がすべて旧長期損害保険契約に係るものである場合 ア. 支払った保険料が5, 000円以下の場合……………支払った保険料の全額 イ. 支払った保険料が5, 000円を超え15, 000円以下の場合…支払額×1/2+2, 500円 ウ. 支払った保険料が15, 000円を超える場合……………10, 000円 (3)(1)・(2)両方がある場合、それぞれの方法で計算した金額の合計額（限度額25, 000円）		（限 度 計 算 し た の 額）	⑭ 扶養控除	ア. 控除対象扶養親族1人につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・33万円 イ. 控除対象扶養親族が19～22歳の場合には・・・・・・・・・・45万円 ウ. 70歳以上である場合には・・・・・・・・・・・・・・・・・・38万円 エ. 納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の控除対象扶養親族は1人につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45万円 ※16歳未満の扶養控除・・・・・・扶養控除は適用されませんが、非課税判定時の扶養人数にカウントされます。																			
			⑮ 基礎控除		43万円																			

計
算
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿
(限
度
計
算
額
を
合
計
し
た
の
額)

○ 税額控除

① 配当控除 配当控除額＝配当所得×控除率

課税所得金額 種 類	1000万以下の部分		1000万超え部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※ 配当控除とは確定申告にて総合課税を選択した際に適用できる税額控除となります。

② 調整控除

【合計課税所得金額が200万円以下の者】

次の1と2のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

1 下表の人的控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

2 合計課税所得金額

【合計課税所得金額が200万円超の者】

・1の金額から2の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

1 下表の人的控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

2 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

人的控除の差	人的控除の種類		人的控除の差	人的控除の種類		人的控除の差		
	基礎控除		5万円	納税者本人所得金額		900万以下	900万超 950万以下	950万超 1000万以下
	障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
		特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
		同居特別	22万円	配偶者特別控除	48万超～50万未満	5万円	4万円	2万円
	寡婦控除		1万円		50万以上～55万未満	3万円	2万円	1万円
	ひとり親控除	父	1万円		一般扶養	5万円	老人	10万円
		母	5万円	扶養控除	特定扶養	18万円	同居老親等	13万円
	勤労学生控除		1万円					

③ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

④ 住宅借入金等特別税額控除

平成21年1月～令和7年12月の入居者について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。なお、控除期間は居住年によって10年～13年となります。

居住年	市・県民税での控除率
平成21年1月～平成26年3月	所得税の課税総所得金額等の5%（最高 9.75万円）
※1 平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）
令和4年1月以降入居	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）

※1 住宅取得が特別特例取得に該当する場合、コロナ特例の延長（令和3年度税制改正）により令和4年末までの入居者も対象となります。

⑤ 寄付金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を2千円を超えて支出した場合（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）、その超えた金額に市民税は6%、県民税は4%をそれぞれ乗じて得た値に相当する金額

1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

2 住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの

※但し、1の寄附金が2千円を超える場合、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は 3/5、県民税は 2/5 に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額）。なお、住民税には、政党等寄付金特別控除等の制度はありません。

課税総所得金額から人的控除差調整額控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.790%
330万円を超え695万円以下	69.580%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.160%
4000万円超え	44.055%
0円未満かつ課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合	90%
0円未満又は課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合	地方税法に定める割合

⑥ 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税を納めているときは、一定の方法により、その外国税額が税額から差し引かれます。

市民税・県民税の特別徴収に関するFAQ

1. 「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」に関すること

Q1. 既に退職している従業員分の「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」が届いたが、どうすればいいですか。

A1. 「給与所得者異動届出書」（様式p15、記入例p19）を税務課市民税係までご提出ください。

Q2. 昨年11月に退職した従業員の異動届出書を提出したにも関わらず、今年の5月に従業員の税額決定通知書が届いたのはなぜですか。※1月に給与支払報告書を提出

A2. 11月に異動届出書を提出し「普通徴収」に変更がなされても、1月に提出する「給与支払報告書」で特別徴収対象者としている場合は新年度は特別徴収の扱いとなるため、5月に従業員さんの税額決定通知書が届いたと考えられます。このケースにより特別徴収となっている場合も「特別徴収」から「普通徴収」への変更届出が必要になりますので、異動届出書（様式p15、記入例p19）のご提出をお願いします。

Q3. 税額通知書を電子での受取にしていますが、紙での受取に変更するにはどうすればいいですか。

A3. 「特別徴収税額通知受取方法変更届出書」（様式p28）をご提出ください。

2. 「給与所得者異動届出書」に関すること

Q1. 退職した従業員の給与所得者異動届出書を提出しないとどうなりますか。

A1. 納税義務者（事業所）に特別徴収義務が継続したままとなるので、従業員さんの残税額が納税義務者（事業所）の滞納となり、督促状等が発送されることがあります。また異動届出書の提出が遅れた場合、退職した従業員さんへの納税通知書の交付が遅れるため、本来の期別での納付が出来なくなってしまうおそれがあります。異動が発生した際には、速やかに提出をお願いします。

Q2. 1月1日から4月30日までの間に退職した従業員で未徴収税額があった場合、一括徴収することが義務づけられていると思いますが、給与の支給額が少なく一括徴収が出来ない場合どうしたらいいですか。

A2. 未徴収税額を超える給与または退職手当がなく一括徴収が出来ない場合、普通徴収と記載のうえ提出をお願いします。また、「普通徴収の場合の理由」欄に「2」もお忘れなく記入してください。

Q3. 異動届出書を誤って記入して提出してしまいました。どうすればいいですか。

A3. 訂正がある旨を税務課市民税係へ連絡の上、訂正した異動届出書の提出をお願いいたします。

3. 「特別徴収への切替申請書」に関すること

Q1. 「特別徴収への切替申請書」について、何月分から特別徴収したらいいですか。

A1. 特別徴収の開始月については、給与計算含め天引きの間に合う月を記入してください。また普通徴収の納期限を過ぎたものに関しては特別徴収へ切り替えることができませんので、あらかじめご了承ください。普通徴収の納期限間近に提出される際には、事前に税務課市民税係までご連絡ください。

詳細な書き方については21ページの記載例をご参照ください。

4. 「納入書」に関すること

Q1. 納入書を書き損じてしまいました。

A1. 書き損じてしまった場合、納入書がお取り扱い出来なくなってしまうので、再発行が必要となります。税務課市民税係までお問い合わせください。

Q2. 退職手当等に係る個人住民税の納付について、どのように納付したらいいですか。

A2. 退職手当等に係る個人住民税の納付方法については、特別徴収のしおり6ページをご確認ください。

5. 「外国人従業員」に関すること

Q1. 特別徴収していた、従業員（外国人）が退職し、帰国することになりました。この場合、未徴収分の市・県民税はどうすればいいですか。

A1. 従業員さん（外国人）が帰国する場合は、できる限り未徴収分の市・県民税を一括徴収してください。

なお、従業員さん（外国人）が1月1日以降から5月末の間に退職される場合、税額決定通知書が届いていない期間ではありますが、課税されている場合があります。事前に納税管理人を設定していただくよう従業員さん（外国人）にご案内をお願いします。

※日本人従業員が海外へ転勤される場合にも、納税管理人を設定していただく必要があります。

必要書類：「納税管理人申請書兼承認申請書（住民税）」（宮古島市ホームページ>各種様式ダウンロード>税 に掲載しています）

6. その他

Q1. これまで特別徴収しなくても問題はなかったのに、なぜ強制されるのですか？

A1. 法令改正等があったわけではなく、今までも要件に該当する事業者の皆さまには特別徴収をしていただく必要があったのですが、徹底されていませんでした。これからは、法令遵守の立場から特別徴収を行っていただくよう積極的に取り組みを行ってまいります。

また、平成19年度に所得税から住民税への税源移譲が行われ、多くの方は個人住民税額が増加したため、年4回で納税する普通徴収よりも、年12回で納税する特別徴収に切り替えたいとする要望が増えてきているからです。

Q2. 特別徴収を始める場合、事務が複雑になったり、大変になったりしませんか？

A2. 事業主の皆さまに行っていただく主な事務は、

- 1 毎月の給与から各市町村が通知した税額を引き去り、
- 2 引き去りした税額を納期限（基本的に翌月10日）までに各市町村に納入し、
- 3 従業員の就職、退職があれば各市町村に連絡をする、というものです。

所得税のように税額の計算や年末調整などを行う必要はありませんので、難しいものではありません。

Q3. 従業員から普通徴収（本人納付）で納めたいと言われるのですが？

A3. 地方税法及び市条例で、原則として所得税を源泉徴収している事業主の方は、従業員の個人住民税の特別徴収をしなければならないこととされています。そのため従業員の方や事業主が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

Q4. 従業員の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？

A4. 原則としてしなければなりません。ただし、特別徴収が困難な理由がある場合には普通徴収にすることが可能です。3ページの「特別徴収の対象者とは」をご確認ください。

また、従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所の場合は市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。ご要望の場合には「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」（p26）をご提出ください。

Q5. 会社の所在地が変更になりました。

A5. 「特別徴収義務者所在地等変更通知書」（p25）の提出をお願いします。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

															年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度										
市町村長殿 令和 年 月 日提出										〔 給与支払者 特別徴収者 〕	所在地										〒		特別徴収義務者 指 定 番 号				
											フリガナ												宛 名 番 号				
											氏名又は名称												担連 当 絡 者 先	所 属			
											個人番号 又は法人番号													氏 名			
																		電話		内線 ()							
給 与 所 得 者	フリガナ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法											
	氏 名																										
	生年月日		年 月 日																								
	個人番号																										
	受給者番号																										
	1月1日 現在の住所																										
	異動後の 住 所																										

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額_____円を ____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																
新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		_____ 新規										法 人 番 号																		
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先	所 属																	
	フリガナ													氏 名																	
氏名又は名称														電 話	内線 ()										受 給 者 番 号						
																								納入書の要否 (新規の場合のみ 記載)		右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要			

理 由	2. 一括徴収の場合										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 ____月分（翌月10日納入期限分） で納入します。	
	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日		円			

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄	
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため															

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税、道府県民税及び森林環境税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和 年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

記入例 特別徴収継続の場合

年度

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

宮古島 市町村長殿 令和7年11月7日提出		給与支払者 特別徴収 義務者	所在地	〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地										特別徴収義務者 指定番号	123456										
			フリガナ	カブシキガイシャ ミヤコジマ										宛名番号	789012										
			氏名又は名称	株式会社 宮古島										担連 当絡 者先	所属 氏名	経理係 宮古島									
			個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	電話	0980-72							
給与 所得者	フリガナ	ミヤコ タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法								
	氏 名	宮古 太郎																							
	生年月日	昭和 42年 10月 3日																							
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0							1	2						
	受給者番号	(職員番号などあれば記入)																							
	1月1日 現在の住所	宮古島市平良字下里〇〇〇-〇																							
異動後の 住 所	同上										87,800 円	36,700 円	51,100 円	R7 年 2 月 10 日 31 日	1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)									

*届け出の内容について確認
をすることがあります。
担当者連絡先を必ず記載して
ください。

1. 特別徴収継続の場合																										
新しい 特別 徴収 義務 先	特別徴収義務者 指定番号	654321										(新規)	法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1	2	3
	所在地	〒906-0304 宮古島市下地字上地〇〇〇-〇										担当者 連絡 先	フリガナ	カブシキガイシャ エービーシー												
	氏名又は名称	株式会社 ABC											所 属 氏 名	総務課 平良												
	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	11 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。											受給者番号	(職員番号などあれば記入)												
新しい勤務先へは、月割額 7,300 円を																										
*届け出の内容について確認 をすることがあります。 担当者連絡先を必ず記載して ください。																										
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)																										
右から 番号を 記入																										

2. 一括徴収の場合														
理 由	右から 番号を 記入	年税額 87,800円												
		月額												
1. 異動が令和 年12月31日まで		6月 7,500円												
2. 異動が令和 年1月1日以降		7月 7,300円												
		8月 7,300円												
		9月 7,300円												
		10月 7,300円												
		(株)宮古島での 徴収済額 36,700円												
		11月 7,300円												
		12月 7,300円												
		1月 7,300円												
		2月 7,300円												
		3月 7,300円												
		4月 7,300円												
		(株)ABCで徴収 を開始する額 51,800円												
左記の一括徴収した税額は、														
月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。														
3. 普通徴収の場合														
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日まで												
		2. 令和 年5月31日までに支払												
		3. 死亡による退職であるため												

記入例 一括徴収の場合

宮古島 市町村長殿 令和7年11月7日提出		給与支払者 （特別徴収義務者）	所在地	〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地										特別徴収義務者 指定番号	123456				
			フリガナ	カブシキガイシャ ミヤコジマ										宛名番号	789012				
			氏名又は名称	株式会社 宮古島										担連 当絡 者先	所属 氏名	経理係 宮古島			
			個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	電話	0980-72	
給与 所得者	フリガナ	ミヤコ タロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	氏名	宮古 太郎																	
	生年月日	昭和 42年 10月 3日																	
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0							1	2
	受給者番号	(職員番号などあれば記入)																	
	1月1日 現在の住所	宮古島市平良字下里〇〇〇-〇																	
異動後の 住所	同上										87,800 円	36,700 円	51,100 円	R7 年 10 月 31 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	2. 一括徴収			

*届け出の内容について確認
をすることがあります。
担当者連絡先を必ず記載して
ください。

1. 特別徴収継続の場合		年税額 87,800円		新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者 指定番号	〒	月額		受給者番号	
所在地	〒	6月 7,500円 7月 7,300円 8月 7,300円 9月 7,300円		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
フリガナ		(株)宮古島での 徴収済額 36,700円		右から 番号を 記入	
氏名又は名称		11月 7,300円 12月 7,300円 1月 7,300円 2月 7,300円 3月 7,300円 4月 7,300円		1. 必要 2. 不要	
		未徴収額 51,100円			
		未徴収額を一括 徴収し、11月分 で納入する。			

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 11 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。	
理由	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	12 月 5 日		51,100 円			

注：令和8年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。

3. 死亡による退職であるため	
-----------------	--

記入例 普通徴収の場合

宮古島 市町村長殿 令和7年11月7日提出		（特別徴収義務者） 給与支払者	所在地	〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地										特別徴収義務者 指定番号	123456											
			フリガナ	カブシキガイシャ ミヤコジマ										宛名番号	789012											
			氏名又は名称	株式会社 宮古島										担連 当絡 者先	所属 氏名	経理係 宮古島										
			個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	※届け出の内容について確認をすることがあります。 担当者連絡先を必ず記載してください。									
給与所得者	フリガナ	ミヤコ タロウ										（ア） 特別徴収税額 （年税額）	（イ） 徴収済額	（ウ） 未徴収税額 （ア）－ （イ）	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法									
	氏名	宮古 太郎																								
	生年月日	昭和 42年 10月 3日																								
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0							1	2							
	受給者番号	(職員番号などあれば記入)																								
	1月1日現在の住所	宮古島市平良字下里〇〇〇－〇																								
	異動後の住所	同上																								
87,800 円	36,700 円	51,100 円	R7 年 10 月 31 日	1	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）																				

1. 特別徴収継続の場合															
新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者 指定番号	(新規) 法人番号										新しい勤務先へは、月割額_____円を			
	所在地	〒										_____月分（翌月10日納入期限分）から			
	フリガナ											徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	氏名又は名称											受給者番号			
												納入書の要否 （新規の場合のみ記載）	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要		

2. 一括徴収の場合																			
徴収予定月日										徴収予定額 （上記（ウ）と同額）					左記の一括徴収した税額は、				

注：同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。

3. 普通徴収の場合														
理由	1	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため												
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため												
		3. 死亡による退職であるため												
※市町村記入欄														

特別徴収への切替申請書

[普通徴収 → 特別徴収]

年 月 日 市町村長 殿	給与支払者	住所又は所在地													連絡先	係 名		事業種目
		氏名又は名称	フリガナ													氏 名		
		法人番号														電 話		

給与所得者	受給者番号 (あれば記入)	フリガナ		生年月日	左記の者について 普通徴収の 期分から 当社で 月分より 特別徴収いたします。
		氏名		年 月 日	
	1月1日の住所				
	現 住 所				

異動年月日		年 月 日	注 意 事 項	※普通徴収の納期限を過ぎたものは 特別徴収への切替はできません。 【普通徴収の納期限】 第1期:6月30日 第2期:9月1日 第3期:10月31日 第4期:1月30日 納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、 翌日(平日)となります。	市町村処理欄
申請理由(○印をつけてください。)					台帳処理年月日
					入力処理年月日
					通知書番号
	個人コード(宛名番号)				

※新規の場合新規に○印をつけ、事業種目を記入してください。

特別徴収への切替申請書

[普通徴収 → 特別徴収]

令和 7年 10月 1日	給与支払者	住所又は所在地	沖縄県宮古島市平良字下里XXX-XX										特別徴収義務者 指定番号	新規 ○印	事業種目
宮古島		氏名又は 名称	フリガナ カブシキガイシャ ○○○○ 株式会社 ○○○○○												
市町村長 殿		法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9			

給与 所得者	受給者番号 (あれば記入)	フリガナ	ミヤコジマ タロウ	生年月日	
	* 給与システムなどで管理している 番号があれば記載ください。	氏名	宮古島 太郎	平成XX年 X月 X日	
	1月1日の住所	宮古島市平良字西	* 納期限前の普通徴収分を特別徴収に切り替えることが可能です。 納税者本人に普通徴収での納付有無を確認して記載するようにして ください。 * 月分は給与計算のスケジュールに合わせ、徴収開始可能な月を記 載ください。		
	現住所				

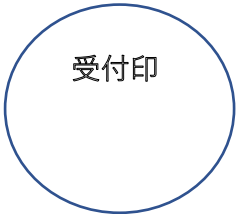
左記の者について
普通徴収の 3 期分から
当社で 10 月分より
特別徴収いたします。

異動年月日		* 入社日など、切替の事由が発生した日を記載		注意事項	※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは 特別徴収への切替はできません。 【普通徴収の納期限】 第1期:6月30日 第2期:9月1日 第3期:10月31日 第4期:1月30日 納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、 翌日(平日)となります。	市町村処理欄	台帳処理年月日
申請理由(○印をつけてください。)						入力処理年月日	番号
○	入社したため					* 各納期限までにこの申請書が市へ到 達している必要があります。 期限間近での申請の場合には、事前に 担当者までご連絡ください。	新規個人番号
	その他(例:復職など)						

※ 新規の場合新規に○印をつけ、事業種目を記入してください。



宮古島市長		② 特別徴収義務者	所在地 (住所)		〒										③ 連絡先	所属部署			
			名 称 (氏名)		フリガナ											担当者			
																電話番号		内線 ()	
令和 年 月 日 提出			徴収 月	令和 年 月			納入日		令和 年 月 日			納入 人員	人	納入 金額	円				
特別徴収 指定番号			退職手当等の支払を受ける者の 住 所 ・ 氏 名 及 び 役 職		退職手当等の支払額		退職所得控除額の計算の基礎と なった勤続期間及び勤続年数				退職所得控除額		退職所得の金額		特別徴収額 (分離課税に係る所得割)				
					円		自 年 月 日 至 年 月 日				円		円		円		円		
氏名			役職		※1年未満は切り上げ 勤続				生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有 ・ 無		摘 要				
住所			宮古島市		円		自 年 月 日 至 年 月 日				円		円		円		円		
氏名			役職		※1年未満は切り上げ 勤続				生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有 ・ 無		摘 要				
住所			宮古島市		円		自 年 月 日 至 年 月 日				円		円		円		円		
氏名			役職		※1年未満は切り上げ 勤続				生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有 ・ 無		摘 要				
住所			宮古島市		円		自 年 月 日 至 年 月 日				円		円		円		円		
氏名			役職		※1年未満は切り上げ 勤続				生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有 ・ 無		摘 要				
住所			宮古島市		円		自 年 月 日 至 年 月 日				円		円		円		円		
氏名			役職		※1年未満は切り上げ 勤続				生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有 ・ 無		摘 要				
住所			宮古島市		円		自 年 月 日 至 年 月 日				円		円		円		円		
氏名			役職		※1年未満は切り上げ 勤続				生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有 ・ 無		摘 要				
住所			宮古島市		円		自 年 月 日 至 年 月 日				円		円		円		円		
氏名			役職		※1年未満は切り上げ 勤続				生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有 ・ 無		摘 要				



記入例

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額納入内訳届出書

宮古島市長 ①令和7年10月15日 提出		②特別徴収義務者	所在地 (住所)	〒 9 0 6 - 8 5 0 1 沖縄県宮古島市平良字西里 1 1 4 0 番地 宮古島市ビル 5 5 5 号										③連絡先	所属部署	〇〇	*届け出の内容について 確認をすることがあります。 担当者連絡先を必ず記載してください。
			名 称 (氏名)	フリガナ カブシカイシャ 〇〇〇〇〇 株式会社 〇〇〇〇〇											担当者	宮古	
			法人番号												電話番号	0 9 8	
④特別徴収 指定番号	1 2 3 4 5 6 7		⑤徴収月	令和7年9月			⑥納入日	令和7年10月5日			⑦納入 人員	2 人	⑧納金 入 額	487,000 円			
⑨退職手当等の支払を受ける者の 住所・氏名及び役職			⑩退職手当等の 支払額		⑪退職所得控除額の計算の基礎と なった勤続期間及び勤続年数			⑫退職所得控除額		⑬退職所得の金額		⑭特別徴収額 (分離課税に係る所得割)					
住所 宮古島市平良字西里186番地 宮古島市ハイツ5-A			14,223,632 円		自 平成13年4月1日 至 令和7年8月31日			11,500,000 円		1,361,000 円		81,600 円		54,400 円		136,000 円	
氏名 宮古島 太郎			役職 部長		※1年未満は切り上げ 勤続 25年			⑮生 年 月 日 昭和33年12月25日		⑯退職所得申告書 の提出の有無		有 ・ 無		摘 要			
住所 宮古島市平良字西里186番地 宮古島市ハイツ3-B			14,223,632 円		自 平成20年4月1日 至 令和7年8月1日			7,200,000 円		3,511,000 円		210,600 円		140,400 円		351,000 円	
氏名 宮古島 ミーヤ			役職 係長		※1年未満は切り上げ 勤続 18年			生 年 月 日 昭和33年12月25日		退職所得申告書 の提出の有無		有 ・ 無		摘 要			
住所 宮古島市			円		自 年 月 日 至 年 月 日			円		円		円		円		円	
氏名			役職		※1年未満は切り上げ 勤続			生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有 ・ 無		摘 要			
住所 宮古島市			円		自 年 月 日 至 年 月 日			円		円		円		円		円	
氏名			役職		※1年未満は切り上げ 勤続			生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有 ・ 無		摘 要			
住所 宮古島市			円		自 年 月 日 至 年 月 日			円		円		円		円		円	
氏名			役職		※1年未満は切り上げ 勤続			生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有 ・ 無		摘 要			
住所 宮古島市			円		自 年 月 日 至 年 月 日			円		円		円		円		円	
氏名			役職		※1年未満は切り上げ 勤続			生 年 月 日 年 月 日		退職所得申告書 の提出の有無		有 ・ 無		摘 要			

「退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額納入内訳届出書」（※前ページ）の書き方

当市では、分離課税にかかる所得割に対する課税事務を正確かつ速やかに行うため、特別徴収義務者の方々に「退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」の提出をお願いしています。

この「退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」は、退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額を本市に納入する際に、あわせて宮古島市総務部税務課市民税係（特別徴収）担当者に提出して頂きますようよろしくお願いします。

- ① 届出書を提出した提出年月日を記入してください。
- ② 「特別徴収義務者」：郵便番号、所在地（住所）、事業所名称（氏名）を記入してください。
- ③ 「連絡先」：記入した担当者の所属部署、担当者名、電話番号（内線含）を記入してください。
- ④ 「特別徴収指定番号」：宮古島市が指定した特別徴収指定番号を記入してください。（指定番号を受けていない場合は、空白可）
- ⑤ 「徴収月」：退職者から市民税・県民税を徴収した月を記入してください。
- ⑥ 「納入日」：徴収した市民税・県民税を納付した年月日を記入してください。
- ⑦ 「人員」：届出書に記入した退職者の人数を記入してください。
- ⑧ 「納入金額」：届出書に記入した退職者から徴収した退職所得にかかる市民税・県民税の合計金額を記入してください。
- ⑨ 「退職手当等の支払を受ける者の住所・氏名及び役職」：住所欄には、退職者が退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所を記入してください。氏名欄は退職者本人の氏名、役職欄には、退職時の役職を記入してください。
- ⑩ 「退職手当等の支払額」：退職者に支払われた退職手当等の支払金額を記入してください。
- ⑪ 「退職所得控除額の計算の基礎となった勤続期間及び勤続年数」：
退職所得控除額の計算の基礎となった勤続期間及び勤続年数（1年未満端数切り上げ）を記入してください。
- ⑫ 「退職所得控除額」：計算式に基づき計算した退職所得控除額を記入してください。
- ⑬ 「退職所得の金額」：計算式に基づき計算した退職所得の金額を記入してください。
- ⑭ 「市民税・県民税（分離課税に係る所得割）」：徴収した市民税・県民税所得割額及び合計額を記入してください。
- ⑮ 「生年月日」：退職者の生年月日を記入してください。
- ⑯ 「退職所得申告書の提出の有無」：「退職所得申告書」（所得税の〈退職所得の受給に関する申告書〉と同一用紙になっています。）の提出の有無を記入してください。

提出先

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地 宮古島市役所 総務部 税務課 市民税係（特別徴収担当）

TEL：0980-72-3751（内2441・2442） FAX：0980-72-6874

特別徴収義務者所在地等変更通知書

市町村長 殿

特別徴収義務者の所在地、名称等について下記のとおり変更したので通知します。

受領印	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	郵便番号										特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名 称											連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係		
		代 表 者 の 職 氏 名												氏 名		
		法 人 番 号													電 話	

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	〒	〒
フリガナ		
名 称		
電 話		
備 考		

○ 特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望・変更される場合には、下記の欄に送付先の記入をして下さい。

送 付 先	フリガナ		
	所 在 地	〒	〒
	フリガナ		
	名 称		
	電 話		

※ ご注意 所在地・名称・送付先所在地・名称には、誤読をさけるため必ずフリガナをお振り下さい。

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）														処 理 日			
														年 月 日			
市町村長 殿 年 月 日 提出	申 請 書	住所又は所在地												特別徴収義務者 指定番号			
		氏名又は名称												電 話			
		法人番号															
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について														1. 承認 2. 取消		を申請します。	
1. 特例の適用を受けようとする税額				年 月 分 以降の特別徴収税額													
申請日前6ヶ月間の各月末の 給与を受ける者の人員及び 月の支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額								
	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額								
(注)・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月10日を納期限としています。 ・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる、相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。																	
2. 納期の特例の適用を取消す事由																	
(1)給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった為																	
(2)その他（ （注）特例の取消しの場合、その申し出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。																	
3. その他																	
(1) 市税の滞納の有無について （ 有 ・ 無 ） 有る場合、その理由・・・（ (2) 申請日前1年以内の納期の特例について その承認の取消しを受けたことが （ 有 ・ 無 ）																	

令和 年 月 日

株式会社ゆうちょ銀行

店長 様

日本郵便株式会社

郵便局長 様

宮古島市長 嘉数 登



指定通知書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税及び県民税(特別徴収)取扱店(局)に指定したので通知します。

記

1. 承認番号 ゆ事福岡振第122622号
2. 口座番号 01710-8-961182
3. 加入者名 沖縄県宮古島市会計管理者
4. 取りまとめ局 〒812-8794 福岡貯金事務センター

※特別徴収税額の納入に沖縄県以外の「ゆうちょ銀行・郵便局」を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりません。
この「指定通知書」にご利用なさる「ゆうちょ銀行・郵便局」名及び提出する日付を記載の上、当初納入される際に、その「ゆうちょ銀行・郵便局」に提出して下さい。

特別徴収税額通知受取方法変更届出書

				eLTAX 利用者ID			
令和 年 月 日 宮古島市長 宛	（ 給与支払者 特別徴収義務者 ）	所在地 (住所)	〒 —		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称 (氏 名)			担当者 連絡先	係	
		代 表 者 職 氏 名				氏名	
		法人番号				電話	— —

事 項	変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。
特別徴収 義務者用	☐ 電子データ ☐ 書面	☐ 電子データ ☐ 書面
納税義務者用	☐ 電子データ ☐ 書面	☐ 電子データ ☐ 書面
通知先e-Mail		

【注意事項】

1. eLTAXより各年度の給与支払報告書を提出する際に選択した特別徴収税額通知の受取方法やメールアドレスを変更したい場合に提出してください。
2. 「電子データ」を選択した場合は、書面による特別徴収税額通知書は送付しませんのでご注意ください。
3. 5月に送付する特別徴収税額決定通知における変更は、毎年3月31日までに到着するよう提出してください。
4. 毎年度の変更はできませんのでご了承ください。

【提出先】

〒906－8501沖縄県宮古島市平良字西里1140番地
宮古島市役所 総務部 税務課 市民税係